

高知市地域子育て支援拠点事業実施要綱を次のように定める。

平成 10 年 10 月 1 日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の子育て家庭の孤立化予防及び地域における子育て支援の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項の規定に基づき、高知市地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、高知市とする。ただし、市長は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業内容は次のとおりとする。

一般型事業 常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、おおむね3歳未満の乳幼児及びその保護者（以下「子育て親子」という。）に対し次に掲げる取組。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談及び援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施

2 地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げる取組。

- ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(実施施設)

第4条 事業は、保育所等の児童福祉施設その他地域の実情により効果的かつ継続的に事業を実施することができる施設等で、市長が認めるもの（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

2 実施施設は、次に掲げる設備を備えるものとする。

- (1) 授乳コーナー
- (2) 流し台
- (3) ベビーベッド
- (4) 遊具
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子育て親子が利用しても差し支えない程度の適当な設備

(開設日数等)

第5条 実施施設は、原則として週3日以上、かつ、1日5時間以上開設するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、これを変更することができる。

(職員の配置等)

第6条 高知市及び第2条ただし書の規定に基づき委託を受けた社会福祉法人等（以下「受託者」という。）は事業の実施にあたり、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と経験を有する専任の職員を2人以上配置するものとする。

2 受託者が週5日以上開設する施設において事業を実施するにあたっては、前項に規定する職員（以下「職員」という。）のうち少なくとも1名は1日6時間以上勤務する常勤職員を配置するものとする。

3 前項に規定する職員は、各種研修等に積極的に参加し、指導技術の向上に努めなければならない。

- 4 職員は、事業に係る業務を行うに当たっては、子育て家庭その他事業の対象者等への対応には十分配慮しなければならない。
- 5 職員は、事業に係る業務を行うに当たって知り得た個人情報については、当該業務遂行以外にこれを用いてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業の周知)

第7条 高知市及び受託者は、事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

(関係機関等との連携)

第8条 高知市及び受託者は、事業の実施について、保育所、幼稚園、福祉事務所、保健所、児童相談所、民生委員・児童委員、児童福祉施設、医療機関等と連携し、事業が効果的かつ積極的に行われるように努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行し、改正後の高知市地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成21年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の適用の際現に改正前の高知市地域子育て支援センター事業実施要綱第3条の規定に基づき指定施設として指定されている保育所等は、改正後の要綱第3条に規定する実施施設とみなす。
- 3 前項の規定により実施施設とみなされた保育所等に係る職員の配置については、平成22年3月31日までの間に限り、改正後の要綱第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年12月14日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域子育て支援拠点事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月28日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域子育て支援拠点事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月29日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域子育て支援拠点事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、この要綱による改正後の高知市地域子育て支援拠点事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。